

国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（育児休業の対象者）</p> <p>第3条 育児のために休業することを希望する職員であって、3歳（非常勤職員にあつては1歳）に満たない子（養子を含む。以下同じ）と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される職員にあつては、申請時点において次の各号のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。</p> <p>（1）本学職員として引き続き雇用された期間が1年以上であること。</p> <p>（2）子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。ただし、子が2歳に達する日までに雇用期間が満了し、更新されないことが申請時点において明らかである者を除く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号の一に該当する場合は、この規則を適用しない。</p> <p>（1）日々雇用される職員 （削除）</p> <p>（2）本学と職員の過半数を代表するものとの間で書面により締結された育児休業等に関する労使協定（第12条において「育児休業協定」という。）により育児休業の対象から除外することとされた次の職員</p> <p>イ 継続して雇用された期間が1年に満たない職員</p> <p>ロ 職員の配偶者（育児休業申請に係る子の親であるものに限る。）が、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号の一に該当する場合における当該職員</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第3条 育児のために休業することを希望する職員であって、3歳（非常勤職員にあつては1歳）に満たない子（養子を含む。以下同じ）と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号の一に該当する場合は、この規則を適用しない。</p> <p>（1）日々雇用される職員</p> <p>（2）<u>期間を定めて雇用される職員。ただし、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき、本学が定める国立大学法人鹿児島大学教員の任期に関する規則（平成16年4月1日制定）により雇用期間を定められている職員については、この限りでない。</u></p> <p>（3）本学と職員の過半数を代表するものとの間で書面により締結された育児休業等に関する労使協定（第12条において「育児休業協定」という。）により育児休業の対象から除外することとされた次の職員</p> <p>イ 継続して雇用された期間が1年に満たない職員</p> <p>ロ 職員の配偶者（育児休業申出に係る子の親であるものに限る。）が、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号の一に該当する場合における当該職員</p>

国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者を含む。）であること。 心身の状況が申請に係る子の養育をすることができる者であること。 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でない者、又は産後8週間以内でない者であること。 申請に係る子と同居している者であること。</p> <p>八 育児休業申請があった日から起算して1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 ホ 育児休業申請に係る子の親であって当該育児休業申請をする職員又は当該職員の配偶者のいずれでもない者が第2号口からまでのいずれにも該当する場合における当該職員</p> <p><u>3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、国立大学法人鹿児島大学教員の任期に関する規則（平成16年4月1日制定）により雇用期間を定められている職員については、雇用期間の定めのない職員とみなして本規則を適用する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（育児休業の期間） 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が3歳（非常勤職員にあっては1歳）に達する日までを限度として、育児休業申請書（別記様式第1号）に記載された期間とする。<u>ただし、育児休業中の非常勤職員又は配偶者が育児休業中の非常勤職員で、次の各号の一に該当する場合に限り、子の1歳の誕生日から1歳6月に達する日までを限度とした期間（育児休業を開始しようとする日は子の1歳の誕生日に限る。）とする。</u> <u>(1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合</u></p>	<p>職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者を含む。）であること。 心身の状況が申出に係る子の養育をすることができる者であること。 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でない者、又は産後8週間以内でない者であること。 申出に係る子と同居している者であること。</p> <p>八 育児休業申出があった日から起算して1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 ホ 育児休業申出に係る子の親であって当該育児休業申出をする職員又は当該職員の配偶者のいずれでもない者が第3号口からまでのいずれにも該当する場合における当該職員</p> <p>（略）</p> <p>（育児休業の期間） 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が3歳（非常勤職員にあっては1歳）に達する日までを限度として、育児休業申請書（別記様式第1号）に記載された期間とする。</p>

国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>(2) <u>子の養育を行っている配偶者であって1歳以降子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合</u></p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 育児休業中の職員は，育児休業期間が終了する1月前（<u>第1項ただし書きによる休業の場合は、2週間前</u>）までに育児休業開始終了予定日変更申請書（別記様式第2号）を提出することにより，第1項に規定する限度内において，1回限り期間を延長することができる</p> <p>（略）</p> <p>（勤務時間の短縮等の措置）</p> <p>第12条 職員が満3歳に満たない子と同居し，当該子を養育するするため請求した場合には，1日の所定勤務時間内の始め又は終わりにおいて2時間を超えない範囲内で，30分単位で勤務時間の短縮等の措置（次項及び第4項において「育児部分休業」という。）を受けすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，職員が次の各号の一に該当する場合は，この規則を適用しない。</p> <p>(1) 日々雇用される職員</p> <p>(2) 育児休業協定により育児部分休業の対象から除外することとされた次の職員</p> <p>イ 継続して雇用された期間が1年に満たない職員</p> <p>ロ 職員の配偶者（育児部分休業申請に係る子の親であるものに限る。）が，常態として当該子を養育することができるものとして，次の各号の一に該当する場合における当該職員</p>	<p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 育児休業中の職員は，育児休業期間が終了する1月前までに育児休業開始終了予定日変更申請書（別記様式第2号）を提出することにより，第1項に規定する限度内において，1回限り期間を延長することができる。</p> <p>（略）</p> <p>（勤務時間の短縮等の措置）</p> <p>第12条 職員が満3歳に満たない子と同居し，当該子を養育するするため請求した場合には，1日の所定勤務時間内の始め又は終わりにおいて2時間を超えない範囲内で，30分単位で勤務時間の短縮等の措置（次項において「育児部分休業」という。）を受けすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，職員が次の各号の一に該当する場合は，この規則を適用しない。</p> <p>(1) 日々雇用される職員</p> <p>(2) 育児休業協定により育児部分休業の対象から除外することとされた次の職員</p> <p>イ 継続して雇用された期間が1年に満たない職員</p> <p>ロ 職員の配偶者（育児部分休業申出に係る子の親であるものに限る。）が，常態として当該子を養育することができるものとして，次の各号の一に該当する場合における当該職員</p>

国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者を含む。）であること。 心身の状況が申請に係る子の養育をすることができる者であること。 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産予定でない者、又は産後8週間以内でない者であること。 申請に係る子と同居している者であること。</p> <p>八 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 二 育児部分休業申請に係る子の親であつて当該育児部分休業申請をする職員又は当該職員の配偶者のいずれでもない者が第2号口から のいずれにも該当する場合における当該職員</p> <p>3（略）</p> <p><u>4 育児部分休業中に子の養育事由が消滅した場合には、育児部分休業の期間は終了する。この場合において、職員は当該事由の生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>（深夜業務の制限） 第13条（略） 2（略） 3（略）</p> <p><u>4 深夜勤務制限期間中に子の養育事由が消滅した場合には、深夜勤務の制限期間は終了する。この場合において、職員は当該事由の生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。</u></p>	<p>職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者を含む。）であること。 心身の状況が申出に係る子の養育をすることができる者であること。 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産予定でない者、又は産後8週間以内でない者であること。 申出に係る子と同居している者であること。</p> <p>八 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 二 育児部分休業申出に係る子の親であつて当該育児部分休業申出をする職員又は当該職員の配偶者のいずれでもない者が第2号口から のいずれにも該当する場合における当該職員</p> <p>3（略） 4（略） （深夜業務の制限） 第13条（略） 2（略） 3（略）</p>

国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>（超過勤務の制限） 第14条（略） 2（略） 3（略）</p> <p><u>4 時間外勤務制限期間中に子の養育事由が消滅した場合には、時間外勤務の制限期間は終了する。この場合において、職員は当該事由の生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。</u></p> <p>（略）</p> <p>附 則 <u>この規則は、平成17年 月 日から施行する。</u></p>	<p>（超過勤務の制限） 第14条（略） 2（略） 3（略）</p>